

寄附金取扱内規

(目的)

この内規は、防災学術連携体（以下「本会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

本会が受領する寄附金は、寄附者が使途を特定せずに寄附されたものとする。

- 2 本会への寄附については、本会のホームページより募集する。
- 3 本会は常時、寄附金を募ることができる。

(寄附金の使途)

本会が受入れた寄附金は、本会が行う事業ならびに運営に使用するものとする。

(寄附申込手続)

防災学術連携体への寄附をしようとする者は、規定の申込書を作成し、防災学術連携体担当者に対し提出する。

(寄付金受け入れの審査・決定及び通知)

寄附金受入の可否は、防災学術連携体幹事会（以下「幹事会」という。）で審査の上、決定するものとする。

- 2 幹事会は、第1項の結果をすみやかに寄附申込者及び担当事務局に通知する。
- 3 第1項に定める審査・決定は、原則として申し込みがあった払込予定日より前に行う。
- 4 担当事務局は、払込を確認後すみやかに、寄附申込者に領収書を発行する。

(補則)

この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項があるときは、幹事会が別に定めるものとする。

(改廃)

この内規の改廃は、幹事会の議決により行うものとする。

附則

この内規は、2017年3月10日より施行する。